

平成31年第3回定例会

# 江東区教育委員会会議録

平成31年3月26日（火）

江東区教育委員会

## 平成31年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 平成31年3月26日(火) 午前10時00分
- 2 閉会年月日 平成31年3月26日(火) 午前10時39分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男(教育長)、橋本俊雄(教育長職務代理者)、  
進藤孝、松江恒治、眞貝裕利子
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、  
寺内教育委員会事務局参事 教育センター所長事務取扱、  
岩井庶務課長、谷川学校施設課長(整備担当課長兼務)、油井学務課長、  
伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、  
堀越学校支援課長、池田放課後支援課長、  
上原江東図書館長(深川図書館長兼務)、山崎文化観光課長
- 6 議事案件  
議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
議案第13号 江東区児童館処務規程の廃止  
議案第14号 江東区児童会館処務規程の廃止
- 7 報告事項  
(1) 平成31年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について  
(2) 平成31年度における学校閉庁日の実施について  
(3) 平成30年度江東区立中学校及び義務教育学校(後期課程)生徒進路状況について  
(4) 平成30年度「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」の結果について  
(5) 江東区江東きッズクラブ条例施行規則の一部を改正する規則について  
(6) 第31回江東こどもまつりの実施について  
(7) 江東区文化財の登録について
- 8 協議事項  
(1) 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について
- 9 審議概要  
岩佐教育長 おはようございます。ただいまより、平成31年第3回江東区教育委

員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。眞貝委員、橋本委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明をお願いします。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。平成31年3月26日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

岩佐教育長 庶務課長。

岩井庶務課長 それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

本件は今年度の特別区におけます給与改定団体交渉で扶養手当における認定要件の見直し、これが妥結されたことに伴い、関係規則の改正を行うものとなっております。

以下、改正内容を申し上げます。

第7条第2項第1号に定める扶養親族認定に当たっての収入限度額を国や東京都など他団体との制度的均衡を図るため、現行の年額140万円から年額130万円に引き下げます。

なお、経過措置としまして、扶養親族たる満60歳以上の父母及び祖父母について、平成31年4月1日以降の収入が年額130万円以上、140万円未満と見込まれる場合は、平成31年度に限りまして、引き続き扶養親族として認定が可能である旨、附則に定めるところでございます。

また、別記第1号様式としまして規定されている職員別給与簿につきまして、年末調整欄の所得控除に係る項目名を、何とか欄というところの「欄」の文字を一文字加える訂正、修正をかけてございます。施行日はともに平成31年4月1日からとなります。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑をお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第1について原案のとおり決定することにご異義ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

続いて、日程第2 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。平成31年3月26日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

岩 佐 教 育 長 指導室長。

伊藤指導室長 それでは、議案第12号、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。資料2をごらんください。

2、改正の概要についてです。幼稚園教育職員について、超過勤務命令の上限時間の設定を行います。

(1)、(2)以外の職員については、1カ月について45時間、1年について360時間。

(2)、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間未満、2～6カ月平均で80時間、1年について720時間と定めております。これは長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月に施行されること、また国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で規定されたことを踏まえ、本区においても区長部局及び教育委員会で超過勤務命令を行うことができる上限を定める改正を行うものです。

なお、3、幼稚園教育職員の「超過勤務」についてにあるように、幼稚園教育職員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとされています。正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、(1)幼稚園行事に関する業務。

(2) 教職員会議に関する業務。(3) 非常災害等やむを得ない場合に  
必要な業務の3項目のみに限られております。したがって、幼稚園教育  
職員の超過勤務命令の上限時間の設定を行うのはこの3項目の中となり  
ます。

4、国における検討状況についてをごらんください。平成31年1月  
25日に文部科学省から示された、「公立学校の教師の勤務時間の上限  
に関するガイドライン」では、超過勤務3項目以外の業務に係る在園等  
の時間も含め「勤務時間」として捉えるという考え方や、その際の上限  
の目安が示されました。今後の国の動きを注視し、幼稚園教育職員の勤  
務時間の適切な管理に一層努めていく必要があります。

なお、附則におきまして、この規則による改正後の規程は平成31年  
4月1日から適用いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

岩 佐 教 育 長      それでは、本案について質疑をお願いします。  
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長      それでは、お諮りいたします。日程第2について原案のとおり決定す  
ることにご異義ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長      ご異議ありませんので、これを決定いたします。

続いて、日程第3 議案第13号 江東区児童館処務規程の廃止を議  
題といたします。

本案について事務局より説明願います。  
事務局次長。

武越事務局次長      議案第13号 江東区児童館処務規程の廃止。

上記の議案を提出する。平成31年3月26日。提出者、江東区教育  
委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、  
本案を提出します。

岩 佐 教 育 長      放課後支援課長。

池田放課後支援課長      それでは、議案第13号、江東区児童館処務規程の廃止についてご説  
明いたします。

この規程は教育委員会事務局の放課後支援課が所管する児童館につい  
て、その掌理事項や職員の配置や職責、そして館長の専決事項などにつ  
いて定めた規程ですが、児童館の所管が組織改正に伴い、来年度からこ  
ども未来部の所管になりますので、教育委員会の規程として廃止するこ  
ろでございます。

なお、この規程にかわる新たな処務規程は、こども未来部が新規に制定することになります。

本件については、以上でございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

岩 佐 教 育 長      本案について質疑を願います。  
よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長      お諮りいたします。日程第３について原案のとおり決定することにご異義ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長      ご異議ありませんので、これを決定いたします。

続いて、日程第４ 議案第１４号 江東区児童会館処務規程の廃止を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長      議案第１４号 江東区児童会館処務規程の廃止。

上記の議案を提出する。平成３１年３月２６日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条の規定に基づき、本案を提出します。

岩 佐 教 育 長      放課後支援課長。

池田放課後支援課長      議案第１４号、江東区児童会館処務規程の廃止についてご説明いたします。

児童会館につきましては、１１月１６日開催の第６回教育委員会臨時会におきまして、今年度末をもって廃止することに伴い、条例と施行規則を廃止する旨ご説明いただきましたが、児童館業務に関する指導事項などを定める処務規程におきましても、同様に廃止するものでございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

岩 佐 教 育 長      本案について質疑願います。  
よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長      お諮りいたします。日程第４について原案のとおり決定することにご異義ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長      ご異議ありませんので、これを決定いたします。  
これより、報告事項に入ります。

議事進行上の関係から、報告順序を変更し、報告事項 7 を先に報告することといたしたいと存じます。

それでは、報告事項 7 江東区文化財の登録についてを事務局より説明願います。

文化観光課長。

山崎文化観光課長      江東区文化財の登録についてご説明させていただきます。

恐れ入ります。資料 9 をごらんください。

まず、1 番目の江東区登録有形文化財（歴史資料）清澄園記碑、清澄 3－3－9、清澄庭園についてですが、本石碑は大正 13 年 6 月に岩崎久弥が清澄庭園を東京市へ寄附したことを伝えた石碑で、昭和 4 年 9 月に建設されました。碑文の内容は、岩崎弥太郎による園地の購入、庭園として整備されていった変遷、庭園利用の実例などについて記しています。本石碑につきましては、現在も多くの人々が訪れ、区民の憩いの場となっている清澄庭園の由来を記す歴史資料として価値のあるものであることから、文化財保護審議会において、区登録文化財として登録するよう答申を受けたものでございます。

続いて、2 の江東区登録有形民俗文化財、海苔生産用具及び関連資料 35 点、東陽 4－11－28、江東区でございますが、こちらは江東区内に伝えられた海苔生産用具で、区内にあった漁業協同組合の組合員が、昭和 37 年 12 月に漁業権を放棄する以前に使用していたものでございます。江東区における海苔養殖の歴史は、深川、城東両地域とも明治 19 年と考えられています。その後、海苔消費の拡大で一大産業に成長しましたが、東京の発展による水質汚染ですとか、沿岸部の埋め立てなどもありまして、各漁業協同組合は漁業権の放棄を余儀なくされたところでございます。

これらの海苔生産用具は区内の漁業関係者が江戸前の海で海苔の生産活動に従事していたことを示しており、江東区の歴史、文化、ひいては江戸前の海を語る上で欠かすことができないものであることから、文化財保護審議会において区登録文化財として登録するよう答申を受けたものでございます。

資料の 2 ページ及び 3 ページにそれぞれの写真がございますので、後ほどご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長      それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長      それでは、本報告を終了いたします。

なお、ここで文化観光課長につきましては、公務のため退席いたします。

続いて、報告事項１ 平成３１年第１回区議会定例会（教育委員会関係）についてご説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長      恐れ入ります。資料３をごらんいただきたいと存じます。

第１回区議会定例会の教育委員会関係について、ご説明を申し上げます。

まず、一般質問についてですけれども、平成３１年の第１回区議会定例会ですけれども、２月１２日に告示され、２月１９日の本会議で４名の代表質問が行われ、全体で１８本の質問があったところでございます。

このうち、教育委員会関連につきましては、資料に記載のとおり１本の質問がございました。

なお、今回は区議会議員改選前の定例会ですので、慣例によりまして、通告質問はなく、各会派の代表質問のみであるため、初日で区政一般質問は終了しているという状況です。

それでは、質問と答弁の概要についてご説明を申し上げます。

民政クラブの徳永雅博議員の代表質問で、教育長から答弁をいたしました。教育政策の今後の取り組みについて、大きく３点の質問がありました。

１点目は、新学習指導要領の取り組みについての質問で、ＩＣＴ機器のさらなる充実と、それを教える側の人材育成について。また、こうとう学びスタンダードの課題と新たな取り組みについて伺うものでした。これに対し、今後とも段階的にＩＣＴ機器の導入を図る。また、人材育成は研究会、公開授業等を通して工夫しながら取り組んでいく。こうとう学びスタンダードは、発達段階に即した学びを課題とし、幼小中の連続した学びの実現に向けて取り組みを進めていく旨の答弁をいたしました。

２点目は、地域学校協働本部の整備についての質問で、今後どのようにして学校地域協働本部を展開していくのかを伺うものでした。これに対し、モデル校の成果と課題を検証し、学校の実情に応じて、順次進めていく旨の答弁をいたしました。

３点目は、いじめ・不登校対策の現状と課題についての質問で、不登校対策の現状と取り組みの評価、またＳＮＳを利用した教育相談のねらいを伺う。さらに児童虐待について、児童相談所との連携体制。また、野田市の事例からの課題を伺うものです。

これに対して、スクールソーシャルワーカーの活用、ブリッジスクールの充実等、積極的に進めており、中学１年生の不登校者が減少するな



ど、成果は上がっている。また、SNS相談は気軽に相談できる窓口をつくることで、小さなSOSを見逃さずに対処していくことをねらいとしている。

児童虐待については、疑いがある場合にはためらわず通告する体制を取っており、今後とも欠席児童の状況を学校が確実に把握し、児童相談所等とのさらなる連携強化を図っていく旨の答弁をいたしました。

一般質問につきましては以上でございます。

次に、特別委員会についてご報告いたします。

2月21日に一般会計補正予算第2号ほか3つの特別会計の補正予算を審査する、平成30年度予算審査特別委員会が開催され、その翌日の2月22日から3月1日にかけて、平成31年度の当初予算を審議する、平成31年度予算審査特別委員会が開催されました。

この中で平成31年度予算審査特別委員会の総括質疑のほうでは、自民党の榎本雄一委員から、幼児教育の無償化と小中学校体育館の冷房化の質問がありました。また民政クラブの福馬恵美子委員からは、教員の働き方改革と野田市の事件を例に学校の虐待防止対策について質問がありました。また、公明党の石川邦夫委員からは区立幼稚園のあり方についての質問があり、教育長と私のほうから答弁したところでございます。

その後、各教育施策の具体的な内容については、予算委員会、4日目から5日目の第7款教育費で審議されました。質問項目については、資料の2ページのとおりとなっております。それぞれ、教育委員会事務局のほうで各課長が答弁しておりますけれども、今回は野田市の児童虐待事件に関連した、いじめ・不登校対策や虐待対応と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの質問、また教員の働き方改革の質問が多数ございましたが、全体的には協力、応援してくれる、そういった質問が多かったと認識してございます。

予算委員会については以上でございます。

次に、3月6日に開催されました文教委員会についてご報告いたします。資料の3ページをごらんいただければと思います。

議題につきましては記載の17点になってございます。

まず、議題の(1)議案第10号につきましては、2月7日開催の第1回教育委員会臨時会でご審議の上、ご可決いただいております。内容は私債権管理条例に基づき弁護士事務所へ委託している滞納案件のうち8件について訴訟を提起し、借受人もしくは保証人との返還交渉を促進させるものですが、賛成多数により可決されたところでございます。

次に議題(2)、議案第31号は条例改正案であり、第1回教育委員会臨時会でご可決いただいておりますが、賛成多数により可決されたところでございます。

次に議題(3)から議題(15)までは、いずれも継続審議となっている陳情でございます。内容につきましては、既にご説明をさせていただ

議題（１６）３１陳情第１号及び議題（１７）３１陳情第２号は、いずれも新規の同趣旨の陳情で、児童会館の新たな建設を求めるものですが、現在の児童会館の跡地に、今後、児童向け複合施設を建設する予定である旨、放課後支援課長が説明した後、委員会審議があり継続審査となったところでございます。

長くなりましたが報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長      それでは、本報告を終了いたします。

                         続いて、報告事項２　平成３１年度における学校閉庁日の実施について、ご説明願います。

                         庶務課長。

①学校閉庁日の位置づけは年次休暇等の取得、夏季休暇等の取得を促す期間といたします。②学校閉庁日では学校の門扉を閉門し、基本的に

は外部対応は行いません。また、③学校では留守番電話を設定し、緊急連絡等は教育委員会で対応をいたします。④部活動は原則として休養日とし、⑤施設開放や体育館の貸出は原則実施しないという内容となっております。

次に３、区民等への周知についてですが、保護者や学校利用者に対しては、（１）にもありますように、学校だよりなどによりお知らせをいたします。平成３０年度は初めての取り組みだったため、教育委員会の名称で保護者向けの手紙を作成し配布しましたが、今後は各学校での周知をお願いする予定です。教育委員会としましては、（２）にありますように、こうとうの教育７月１１日号により全区民に対してお知らせするほか、（３）庁内で開催される庶務担当課長会等で全庁的な周知をし、関係部署に対して協力を依頼する予定でございます。

最後に４、その他ですが、１点目、江東きっずクラブは通常どおり実施いたします。３１年度よりきっずクラブ実施中の警備委託が予算化されたため、より安心安全に運営できる体制が整いました。

２点目、文書交換便は送受ともに休止する予定となっています。

３点目、本件の対象者は教員でございますので、教員以外の用務、警備、事務等は通常勤務といたします。もちろん休暇取得を強制しない範囲ではありますが、全教職員が出勤しないことも可能となっております。

以上で本件の説明を終わります。

岩 佐 教 育 長      本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長      本報告を終了します。

続いて報告事項３ 平成３０年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

伊 藤 指 導 室 長      平成３０年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況についてを説明させていただきたいと思います。

まず進路状況の報告の前に卒業式の実施状況について報告をさせていただきます。資料はございませんが、中学校及び義務教育学校（後期課程）では２０日に、小学校では２２日と２５日の両日に卒業式を実施いたしました。卒業式の実施状況につきましては、国旗掲揚、国歌斉唱の状況、会場の設営状況等について、卒業式の当日の午後、学校から電話で報告を受けております。その結果、本区におきましては、全小・中学校、義務教育学校で適正に、そして厳粛さと清新さの中にも喜びと希望に満ちあふれた卒業式が挙行されました。

なお、幼稚園の修了式も同様に３月１５日に滞りなく行われました。

それでは、平成３０年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課

程) 生徒進路状況について報告いたします。資料5をごらんください。

本日は3月15日現在の今年度の江東区立中学校及び義務教育学校(後期課程)卒業生徒の進路状況についての報告となります。左上にございますように、平成30年度の中学校の卒業生の在籍者数ですが、3月15日現在では、男女合計で2,620名となっております。

まず、進路決定者ですけれども、2,620人中2,593人で、3月15日現在の進路決定者割合は99%となっております。これは昨年度同期とほぼ同じでかなり高い割合となっております。

次に、未決定者についてでございます。3月15日現在の進路未決定者の割合は1.0%であり、昨年同期とほぼ同じです。未決定者27名のうち、14名が進学希望で、そのうち9名が都内の公立高校への進学を希望しております。5名は進学希望ではありますが、具体的に進学希望の高校については決定しておりません。

なお、進路未決定者のうち、就職希望その他となっている生徒は13名で、内訳としては、来年度再度受験を希望している生徒が3名、就職、アルバイト希望が3名、家事手伝いの予定が2名、その他が5名。その他につきましては、病気療養中や海外への帰国、引きこもり等となっております。今後、都立定時制の第二次募集の結果発表が28日にありますので、現在の未決定者も進学先が決まっていく予定であります。各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで丁寧な指導に努めてまいります。

なお、4月の定例会におきまして、3月31日現在の卒業生の進路状況を再度ご報告いたします。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長      本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長      それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 平成30年度「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」の結果についてを説明願います。

指導室長。

伊 藤 指 導 室 長      それでは、平成30年度「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」の結果について、ご報告いたします。資料6をごらんください。体力・運動能力調査は東京都及び本区では全児童・生徒を対象に行っておりますが、国の調査が小学校5年生、中学校2年生で行われておりますので、小学校5年生及び中学校2年生、義務教育学校8年生について、報告をいたします。

1、江東区長期計画(後期)の指標との比較をごらんください。まず投力です。小学校はソフトボール投げ、中学校はハンドボール投げを実

施した結果について、全国を100としたときの江東区の値を示しております。小学校は87.1で昨年度より4.3ポイントの減、中学校は97.4で昨年度より1.9ポイントの減となっております。

次に、持久力です。小学校は20メートルシャトルラン、中学校は持久走、男子1,500メートル、女子1,000メートルを行っております。小学校は87.4で昨年度より3.8ポイントの減、中学校が95.6で昨年度より3.6ポイントの減となっております。昨年度の児童生徒と比較すると下がっておりますけれども、この学年の経年比較を見ますと、1年前よりも都平均を上回る項目が増えてきている状況にあるということをつけ加えさせていただきます。

ここで本日、資料6に追加しております、A3判の種目ごとの結果の資料をごらんください。表面が小学校の結果です。

まず、持久力にかかわる20メートルシャトルランのグラフをごらんください。区の平均を緑で、都の平均をピンクで示してあります。男女とも、都と同様の経年変化を示していますが、男子では特に年度による変化が大きくなっております。

次に、投力のソフトボール投げですが、男子は昨年度、都の平均値を上回りましたが、今年度は、都と同様にやや下降傾向になっております。女子はここ数年、ほぼ同じ値となっております。全種目を見ていただくと、全体的に見て数値は少しずつ向上している状況となっております。

裏面の中学生の結果をごらんください。まず、持久走のグラフをごらんください。持久走については、経年で見ると向上の傾向ですけれども、30年度は前年度を下回る結果となっております。ハンドボール投げは男女とも、ここ数年都の平均を上回る状況になっております。全種目を見ていただくと、全体的に見て数値は少しずつ向上している状況となっております。

それでは、資料6にお戻りください。2、生活・運動習慣等調査の概要をごらんください。数字が赤くなっているのは、国、都ともに上回ったもの。下線が引いてある数字は国、都のどちらかを上回ったものです。また、赤い丸がついているのは、昨年度を上回ったものとなっております。運動が好きと回答している児童・生徒の割合は、小学校女子、中学校女子で国を上回っております。また、体育が楽しいと回答している割合も小学校男子が都、女子が国を上回っています。中学校は男女ともに国、都を上回っております。さらには朝食を毎日食べると回答している割合は、小学校、中学校とも全国平均を上回っております。このことから、江東区は体育が楽しいと感じ、積極的に運動にかかわる児童・生徒が多いことや、朝食を毎日食べるなど規則正しい生活を送っている児童・生徒が多いことがわかります。

次に3、結果の考察として、体力向上のポイントをまとめました。今後、この3点について、各校における授業改善につなげていきたいと考

えております。

4に体力向上に向けた本区の取り組みを記載いたしました。

(1)「体力スタンダード」の定着に向けた授業改善では、体育の授業の最初に取り組む小学校のわくわくタイム、中学校のサーキットタイムも体力向上につながっている要因の一つであると考えられます。

また、(2)の各校における体力向上を目指した独自の活動等の実施、(6)のながチャレ、中学校駅伝の取り組み、(9)の親子キャッチボール教室の実施なども子供たちの体力向上に着実につながってきていると考えております。

来年度はこうとう学びスタンダードをネクストステージとして改善を図る中で、体力スタンダードについても一層の充実を図ってまいります。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 それでは、報告事項5、江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料7をごらんください。

本件は施設の整備に伴い、来年4月から受け入れる2つのきっずクラブの定員変更がありましたので、その旨、改正するものでございます。

なお、この規則に規定するきっずクラブの事業は、教育委員会が区長部局であることも未来部の補助執行として事業を行っておりますので、さきの議事案件である幼稚園教育職員に関する規則とは異なりまして、報告事項となります。その旨、あらかじめご承知おきいただきたく存じます。

恐れ入りますが、最初に1番、改正の理由でございます。小学校の改築や育成場所の変更に伴い、育成室の面積が変更になったため、きっずクラブ東川として、きっずクラブ五大の定員数を変更するものでございます。

次に改正の概要でございます。(1)こちらはきっずクラブ東川でございます。現在は児童会館内できっずクラブの授業を行っておりますが、児童会館が今年度末、閉館になることにあわせ、仮設のプレハブ校舎がありますが、4月から学校の敷地内において授業を行います。このため、新たに整備する校舎の面積を算定し、改めて定員を設けることとなります。

ここで恐れ入りますが、3ページの新旧対照表をごらんください。こ

の別表第1において、各クラブの定員を定めており、左側が現行の定員で、右側が改正案、つまり新規の定員となります。きつずクラブにつきましては、現在の定員は79名ですが、新たな施設案は若干面積が狭くなることもあり、75名の定員となります。

1ページ目にお戻りください。2番の(2)、こちらはきつずクラブの五大でございます。このクラブは五大小の改築に伴い、今年度末までは大島仮校舎においてきつずクラブ事業を行っておりますが、4月からは工事の終了に伴い新校舎に戻ります。そのため新校舎内で受け入れる施設の面積に応じて、定員を算出するものでございます。

再度3ページの新旧対照表をごらんください。きつずクラブ五大につきましては面積が広がります。現在の定員は38名でございますが、今度は46名の定員となります。

1ページ目にお戻りください。以上が改正の概要でございまして、最後に施行期日を平成31年4月1日としております。

なお、2ページは今、申し上げました定員数に関する規則案文でございますので、後ほどご参照願います。

私からは以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 第31回江東こどもまつりの実施についてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 報告事項6、第31回江東こどもまつりの実施について、ご説明いたします。資料8をごらんください。

こどもまつりは児童の健全育成の意義の周知に加えて、地域の連帯感などを高めるものとして、毎年5月の第3日曜日に行っておりますが、今回で31回目、今回のこのイベントは5月19日の日曜日、猿江恩賜公園・毛利小学校・ティアラこうとうを会場として開催いたします。

内容でございますが、区民や地域団体の協力による催しや、児童館事業を紹介しながら、代表される参加者全員が交流し、ともに楽しむことができる行事を予定しております。

その具体的な内容は以下の囲いにございますように、幼稚園や小学校によるパレード、そして岩手県から運び入れた、雪で遊ぼうコーナーですとか、ティアラこうとうで公演する観劇会などございます。今年も晴天にめぐまれて、たくさんの方にご来場いただき、楽しい1日となるよう、スタッフ一丸となって準備に努めてまいりたいと思っております。

ざっとでございますが、最後に8番のその他をごらんください。こど

もまつりはこれまで教育委員会事業として実施しておりましたが、4月からは区の組織改正に伴う文書事務の変更により、事務局は市長部局のこども未来部、こども家庭支援課が行い、教育委員会の放課後支援課は、その教育の連携の関係としての役割だと思います。

なお、教育委員の皆様におかれましては、これまでと同様にご来賓としてお招きいたします。皆様のご都合にもよるかと思いますが、30回と同様に来賓のパレードなどにご参列いただければと存じます。

私からは以上でございます。

岩 佐 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長      それでは、本報告を終了いたします。

これより、協議事項に入ります。

協議事項1 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてを議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

指導室長。

伊 藤 指 導 室 長      それでは、江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてご説明いたします。

資料10をごらんください。江東区教育委員会では、江東区立学校教科用図書採択につきましては、これまでも教育委員会の責任と権限のもと、適正かつ公正な採択を行ってまいりました。また、採択に向けて例年、基本方針を定めていただいております。平成31年度は平成32年度から小学校で使用する全教科の教科用図書の採択及び毎年行っております、特別支援学級の教科用図書の採択を行います。

それでは、基本方針の内容について、説明いたします。

1、適正な採択について。（1）江東区立学校で使用するにふさわしい教科書採択を行う。（2）十分な調査を行うため、採択資料作成委員会で調査研究を行う。

2、公正の確保について、（1）採択等の過程で知り得たことを外部に漏らさないよう、機密の保持に努める。（2）教科書及び教師用指導書、その他教科書に類するものの配布を受けない。（3）外部からの不当な影響に左右されないよう、適当な宣伝行為や物品の提供を受けない。この基本方針に基づき、今後の採択にかかわる事務を進めてまいります。

なお、教科書採択の詳細につきましては、4月の定例会でご協議いただく予定です。よろしくご協議のほどお願いいたします。

岩 佐 教 育 長      それでは、本件について質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。



(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長     お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございません  
  でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長     ご異議ありませんので、これを承認いたします。

  それでは、以上をもちまして、平成31年第3回江東区教育委員会定  
  例会を閉会といたします。

  どうもお疲れさまでした。